令和４年４月１日

野田市環境美化報償金交付等要領

１　環境美化活動を行った団体に対して、その報告に基づき、一の年度当たり２回を上限として、参加人数（小学生以上に限る）に２５０円を乗じて得た額及び作業車（耕うん機等）を使用した場合は使用台数に５００円を乗じて得た額を報償金として支払うものとする。

２　環境美化活動とは、次の各号に掲げる事業とする。
（１）自治会等の区域内及びその近隣に投棄されているごみ等の清掃事業
（２）自治会等の区域内及びその近隣における下水（道路側溝等）の清掃事業
（３）自治会等の区域内及びその近隣の市道等の雑草除去事業
（４）その他市長が必要と認めた清掃事業

３　前項の活動の申し出は、環境美化活動の実施予定日の７日前までに次の各号に掲げる事項を電話等により環境保全課に報告するものとする。
（１）環境美化活動を行う自治会等の名称
（２）環境美化活動の実施予定日
（３）環境美化活動の参加予定人数
（４）環境美化活動に実施内容
（５）市が収集する環境美化活動に伴うごみ等の集積場所

４　第１項の報告は、別紙「環境美化完了報告書兼報償金交付申請書」によるものとする。

５　環境美化活動に伴うごみ等は、第３項の申し出に基づき、市が収集する。

６　この要領に定めるもののほか、事業の実施に当たり必要な事項は市長が別に定めるものとする。